

著作物の引用について

平成十七年四月二十二日
社団法人 日本文藝家協会
理事長 黒井 千次

最近、著名な文学者(物故された文学者であって、その著作権が存続中の方を含む)の作品を解説すると称し、あるいは、その思想、信条、見識、価値観等を紹介すると称して、その文学者または著作権継承者の承諾を得ることなしに、当該文学者の作品(以下「原作」という)からかなりの箇所をそのまま抜粋し、あるいは、要約し、これに僅かな解説等を加えて、出版する事例が見受けられる。

著作権法三十二条一項に従い、著作権者の承諾なく、原作の引用が許される場合の「引用」については、最高裁は昭和五十五年三月二十八日言い渡しのいわゆるパロディ事件判決(民集34巻3号244頁)でその基準を明らかにしており、これによれば、引用して利用する著作物と引用されて利用される著作物との間には、引用して利用する著作物が主、引用されて利用される著作物が従、という関係がなければならない、とされている。

この基準から前記の事例を、その各分量、利用の目的、方法等から総合してみると、明らかに引用されて利用される著作物が主、引用して利用する著作物が従という関係になっているものがあり、こうした事例では著作権法三十二条一項により著作権者の承諾なく他人の原作を利用できる「引用」には該当しないので、適法な「引用」とはいえない。また、研究書、学術書でもないこの種の著作物について、著作権者の承諾なく上記のような態様の著作物を許容する慣行もなく、同条にいう「公正な慣行に合致」する引用ともいえないため、このような原作の利用は同条にいう「適法な引用」とはいえない。

なお、上記の事例において原作の出典等が明示されているとしても、そもそも出所明示は上記の著作権法三十二条一項とは別に同法四十八条により要求されるものであるから、出所明示がなされているからといって、適法でない「引用」が適法なものとなるわけではない。また、上記の事例において、仮に解説等に筆者の独自の見解が示されていたり、原作から抜粋した部分の配列等に筆者の独創性があるとしても、これを理由として上記の違法な「引用」が適法な引用となるものではない。

当協会は、以上のように考えており、著作者、出版社に対して慎重な配慮を強く望むものである。

(民集＝最高裁民事判例集の略称)